



モニタリングに関するQ&A集

令和4年7月21日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

(問1)

計画書の作成でモニタリングの実施月を記入するときの、具体例を教えてください。

例) サービスの支給決定の有効期間が令和4年7月1日から令和5年6月30日、
モニタリング期間を3ヶ月毎とする場合



(答) 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリングの実施月を設定します。

例題のケースでは、令和5年6月が支給期間の終期月になりますので、この月をモニタリングの最終月とします。そこから3ヶ月毎に遡ると、令和5年3月、令和4年12月、令和4年9月がモニタリングの実施月となります。

(問2)

障害福祉サービスの新規利用者のモニタリングを、最初の3ヶ月間は毎月実施する場合、モニタリングの開始時期は、支給決定した当月または翌月のどちらでしょうか。

(答) どちらでも大丈夫です。

(問3)

訓練等給付の暫定支給決定の有効期間は最長2ヶ月間ですが、モニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の有効期間の開始月からでしょうか。



(答) 暫定支給決定の有効期間の開始月からモニタリング期間の開始となります。

(問 4)

短期入所のみ利用ですが、モニタリングを実施する必要がありますか。

(答) 短期入所のみ利用でも、その他の障害福祉サービスの必要性も含めて、適切なサービスの利用を検討する必要があります。そのため、一定期間ごとのモニタリングを実施する必要があります。

(問 5)

障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際には利用がなかった場合、モニタリングを実施する必要がありますか。



(答) 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリングを行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することになります。

(問 6)

利用者が利用するサービス提供事業所の職員を相談支援専門員が兼務している場合、モニタリングを当該相談支援専門員が実施しても良いでしょうか。

(答) 利用者が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねないため、当該相談支援専門員がモニタリングを実施することは望ましくありません。

(問 7)

利用者が利用するサービス提供事業所の職員を相談支援専門員が兼務している場合、当該相談支援専門員は、モニタリングを実施することはできませんが、当該相談支援専門員が兼務していない、同一法人の他の事業所のモニタリングは実施できるのでしょうか。

(答) 相談支援専門員が兼務をしていない、同一法人の他の事業所のモニタリングは、実施できます。

(問 8)

モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更等が必要ない場合でも、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は請求できますか。



(答) 請求できます。

(問 9)

相談支援事業所の契約変更に伴い、変更前の相談支援事業所の「サービス等利用計画」を引き継ぎ、状況を把握するために利用者と面接を行ったり、サービス担当者会議を行うなど、本来のモニタリング実施月以外にモニタリングを行った場合、継続サービス利用支援費を請求できますか。

(答) 事前に障害福祉課に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で、継続サービス利用支援費の請求は可能です。

(問 10)

モニタリング期間が1ヶ月(毎月)毎と決定されている利用者で、やむを得ない理由により、モニタリングを実施できない月があり、その翌月にモニタリングを2回実施した場合、継続サービス利用支援費を2回分、請求できますか。

(答) 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても、1回分しか請求できません。

また、継続サービス利用支援を行った結果、サービス等利用計画を作成する流れとなった場合、月をまたいだ場合でも、継続サービス利用支援費は請求できず、サービス利用支援費のみ請求できます。

(問 11)

モニタリングを行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となりました。継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を請求できますか。

(答) 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は請求できず、サービス利用支援費のみ請求できます。

(問 12)

障害福祉サービスの体験利用(短期間)を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月にサービスの利用状況を検証するためのモニタリングを行い、その結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費はどのような請求になりますか。

(答) 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した利用者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を請求できます。

(問 13)

契約変更前の相談支援事業所が、継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の相談支援事業所は、継続サービス利用支援費を請求できますか。

(答) 契約変更後の相談支援事業所が、継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を請求できます。その場合、契約変更前の相談支援事業所は、継続サービス利用支援費を請求できません。

変更前の相談支援事業所は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくことが必要です。

(問 14)

障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において、継続サービス利用支援を行った後に、別の相談支援事業所が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の相談支援事業所は継続サービス利用支援費を、契約変更後の相談支援事業所はサービス利用支援費を請求できますか。



(答) 契約変更前の相談支援事業所は、継続サービス利用支援費を請求できません。契約変更後の相談支援事業所のみ、サービス利用支援費を請求できます。

(問 15)

サービス利用支援を行った後に、利用者の市町村内の転居等により、別の相談支援事業所に契約を変更しました。変更後の相談支援事業所が、サービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため、利用者と面接を行ったり、サービス担当者会議を行う等、モニタリングを行った場合に、契約変更前の相談支援事業所はサービス利用支援費を、契約変更後の相談支援事業所は継続サービス利用支援費を、それぞれ請求できますか。

(答) 請求できます。

(問 16)

サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出しました。同一の月に転出先の市町村で、障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を、別の相談支援事業所が行った場合、両方の相談支援事業所がそれぞれ請求できますか。

(答) 転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であっても、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を請求できます。

(問 18)

障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に変更前の相談支援事業所が、障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、変更後の相談支援事業所が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、それぞれ請求できますか。



(答) 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を請求することはできません。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日にする必要があります。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同様です。

以上